

# 国道254号和光バイパス事業に関する説明会

## 意見の概要と県・市の見解

対象案件：国道254号和光バイパス事業に関する説明会

実施日：令和5年7月1日（土）10:05～11:50

意見数：8件

内訳：国道254号和光バイパス事業に関する説明会の内容に対する意見3件

国道254号和光バイパス事業の経緯に関する意見4件

水道道路周辺に関する意見1件

### 国道254号和光バイパス事業に関する説明会の内容に対する意見

No.	意見の概要	県・市の見解
1	254号バイパス用地について、和光富士見バイパス区間と同様に区画整理事業ではなく、用地買収方式で進めてほしい。	(市の見解) 国道254号和光バイパス延伸に併せて、区画整理事業を行い、産業集積と住工混在の解消を進めることがこの地域の魅力向上につながると考えております。なお、区画整理事業地内の国道254号和光バイパス用地取得に係る費用については、埼玉県より公共施設管理者負担金を取得いたします。
2	水道道路を拡幅する形で254号バイパスのルート選定を行わないのはなぜか。	(県の見解) 水道道路を東に進むと国道17号バイパスに接続します。その接続箇所上部に高速道路があるため、高架橋の橋桁が低いことや橋脚が支障となり、大規模な工事が必要となります。さらに、接続箇所南側に浄水場、北側に大型の鉄塔が2塔建っており、移設に長期間かかることが想定されることから実現が困難であると考えています。
3	居住区域に254号バイパスを通さないで、水道道路を拡幅する形で254号バイパスのルート選定を行ってほしい。	国道254号和光バイパス事業に関する説明会の内容に対する意見No.2の県の見解を参照。

国道254号和光バイパス事業の経緯に関する意見

No.	意見の概要	県・市の見解
1	市がルートについての要望書を埼玉県に提出したという記録はあるか。市がルートを要望したのではないか。	(市の見解) 平成28年に要望書を市から県に提出しておりますが、延伸を要望したものでルートは要望しておりません。 (県の見解) ルートについては県が決めたものです。
2	県から254号バイパスのルート案が示され、市が承諾するまでの時系列を教えてください。その間に住民説明会は行ったのか。	(市の見解) 令和元年度初めに、国道254号和光バイパスの素案が示される前に県から市へ説明がありました。 令和元年8月 国道254号和光バイパスの素案説明会を行い、県からルート案の説明を行いました。 令和元年11月 都市計画法17条に基づく案の縦覧を実施後、都市計画法18条に基づき、県から市へ意見照会を頂きました。 令和2年1月 国道254号和光バイパスの素案について、市から県へ賛成の回答をしました。 令和2年3月 国道254号和光バイパスについて、県が都市計画決定しました。
3	松本前市長は254号バイパスのルート選定に関わっていたのか。	(市の見解) 松本前市長はルート決定に関わっておりません。国道254号和光バイパス事業の経緯に関する意見No.1の市の見解を参照。
4	254号バイパスのルートについて東京都とどのような関わり方をしているのか。	(県の見解) 以前より国道254号和光バイパスの延伸について東京都と調整を行っており、平成27年度に都から、都県間の道路について検討を行う意思表示があり、連携を図ることとなりました。令和2年3月の都市計画決定は、県内の内容なので県で実施しております。吹上観音交差点から東側については、引き続き都県で調整を進めていきます。

水道道路周辺に関する意見

No.	意見の概要	県・市の見解
1	水道道路周辺に土砂が堆積しており、粉塵被害が大きいと改善頂きたい。	(市の見解) 区画整理を行うことで、産業集積と住工混在の解消を進めて参ります。